D区間からF区間まで	278.160	347.700	417.240	573.705	956.175
E区間からE区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
E区間からF区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450
F区間からF区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725

ただし、A区間からA区間まで及びA区間からB区間までの区間を通行するETC車における当該区間の1回の通行に係る料金の額は、京葉道路と首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速7号線を、京葉道路の江戸川区一之江町（起点）と都道首都高速7号線の一般国道14号（京葉道路）との接続部を経由し㈠に定める方法により連続して通行する場合を除き、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間からA区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
A区間からB区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450

㈠

京葉道路と都道首都高速7号線を連続して通行する場合は、京葉道路と都道首都高速7号線を1時間以内に通行するものとする。

㈱　A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

ヌ　横浜横須賀道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

												狩　場
											別　所	143.519
										日　野	189.815	282.408
									港南台	87.963	236.112	328.704
								並　木	312.950	350.736	457.008	532.579
							堀口能見台	—	312.950	350.736	457.008	532.579
						金沢自然公園	—	—	189.815	236.112	381.437	457.008
					朝比奈	189.815	298.781	298.781	143.519	189.815	375.000	468.816
				逗　子	189.815	300.355	375.926	375.926	326.333	364.118	470.390	545.962
			横須賀	87.963	257.453	330.662	406.234	406.234	356.640	394.426	500.698	576.269
		衣　笠	189.815	253.320	330.466	403.675	479.246	479.246	429.653	467.438	573.710	649.282
	佐　原	87.963	239.544	269.851	346.997	420.206	495.778	495.778	446.184	483.970	590.242	665.813
浦　賀	—	235.411	308.424	338.731	415.877	489.086	564.658	564.658	515.064	552.850	659.122	734.693
馬堀海岸	—	235.411	308.424	338.731	415.877	489.086	564.658	564.658	515.064	552.850	659.122	734.693